

国の総合経済対策として、物価高騰の影響を受ける家庭の負担軽減を目的に、対象児童1人につき2万円の「物価高対応子育て応援手当」が支給されます。

次の図を参考に、支給申請手続きが必要な人は、8年4月30日(木)までに申請してください。



### 子ども1人につき2万円を支給

物価高対応子育て応援手当(国事業)

0歳から高校生年代まで(平成19年4月2日から令和8年3月31日生まれ)の児童を養育する父母などに対し、対象児童1人につき2万円を支給(1回限り)します。

#### 支給申請手続きが不要な人

7年9月分(7年9月に出生した児童については10月分)の児童手当を市から受給した人  
児童手当の振込先口座に物価高対応子育て応援手当を振り込みます。  
令和8年2月に支給通知書を送付していますので内容を確認してください。

#### 支給申請手続きが必要な人

- ・7年10月1日から8年3月31日までに出生した児童に係る児童手当の申請を市で行った人
- ・市に住民登録のある公務員のうち、7年9月分(7年9月に出生した児童については10月分)の児童手当を所属庁から受給した人
- ・7年10月1日から8年3月31日までに出生した児童に係る児童手当の申請時に、市に住民登録のある公務員
- ・7年10月1日以後、離婚などにより新たに市において児童手当受給者となった人

支給申請手続きに必要な申請書は、市ホームページからダウンロードするか、健康こども課、西根・安代各総合支所から交付を受けてください。



詳細はこちら

申請期限：8年4月30日(木)

問い合わせ先 健康こども課子育て支援係(☎・内線1085)



市は国からの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を用いて17の事業を展開し、市民や事業者を支援します。本号では、より市民生活に身近な、次の2つの事業をお知らせします。このほかの事業は、対象事業者などに個別にお知らせし、迅速な支援につなげます。

### 市民1人につき商品券8,000円分を支給

(市事業)

8年1月1日時点で、市に住所がある市民1人につき、8,000円分の市共通商品券を配布します。

対象者：8年1月1日時点で市に住所がある人

配布方法：世帯の人数分の商品券を、世帯主宛てにまとめて郵送します。

例) 4人世帯 = 1セット8,000円分の商品券  
4セットを世帯主に郵送

配布時期：3月中旬に郵送を始めます

商品券の利用期間：4月1日から9月30日まで

※申請などの手続きは不要です

問い合わせ先 地域福祉課福祉総務係(☎・内線1113)

### 上水道料金の2カ月分を免除

(市事業)

市の上水道を使用している人を対象に、水道料金のうち、2月請求分と3月請求分の基本料金を免除します。

減免対象者：一般家庭、事業所などすべての給水契約者(公共施設を除く)

免除対象：水道料金のうち基本料金

免除期間：8年2月請求分(1月使用分)  
および3月請求分(2月使用分)

※ 検針後に投函または郵送する「検針票(使用水量・料金等のお知らせ)」には減免前の金額が印字されますが、実際の請求額は基本料金を免除した額となります。

※ 水道料金から基本料金を差し引いた金額で請求するため、申請などの手続きは不要です。

問い合わせ先 上下水道課経理係(☎・内線1273)